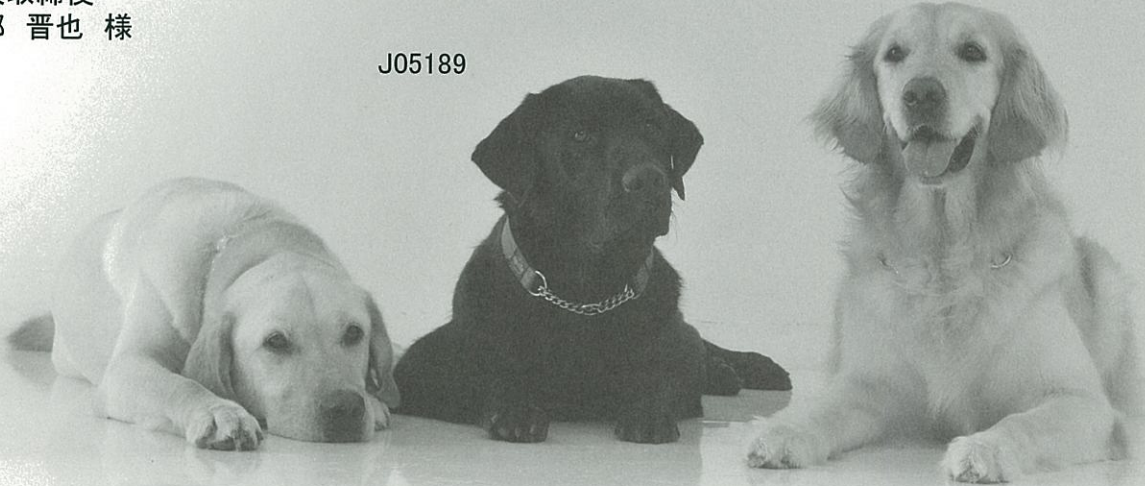


062-0936  
札幌市豊平区平岸六条12丁目11-2

丸吉日新堂印刷株式会社

代表取締役  
阿部 晋也 様

J05189



日本盲導犬協会ホームページアドレス

<http://www.moudouken.net/>

ホームページからクレジットカードで寄附することができます。

### 税制上の優遇措置について

公益財団法人日本盲導犬協会に対する寄附金(賛助会費を含む)は、税制上の優遇措置があります。

#### 1. 個人の場合

##### 〈所得税(国税)について〉

特定寄附金として寄附金控除限度額まで確定申告の際に「寄附金控除」が認められます。「所得控除」制度と「税額控除」制度のいずれか有利な方を選択適用できます。「寄附金控除」を受けるためには、次の書類を添付のうえ、確定申告が必要です。

- ・「所得税控除」制度を選択適用した場合には、当協会が発行した寄附金の領収書(下部領収書)が必要。
- ・「税額控除」制度を選択適用した場合には、下部領収書に加え税額控除に係る証明書の写し(右証明書)が必要。

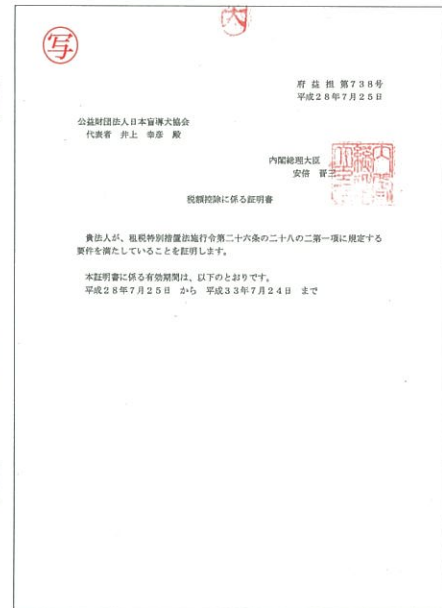
##### 〈住民税(地方税)について〉

神奈川県、横浜市および仙台市の条例により寄附金控除指定団体に指定されています(平成24年1月1日現在)。こちらにお住まいの方は、確定申告を行うことにより、住民税の寄附金税額控除制度の適用を受けることができます。

※領収書に記載されているご住所が住民票と違う場合は、お手数ですが訂正をお願いします。

#### 2. 法人の場合

寄附金を支出した法人の区分に応じてそれぞれ計算金額内で、一般の寄附金とは別枠で損金の額に算入されます。決算時に確定申告書に当協会が発行した領収書(下部領収書)の添付が必要となります。



## 領 収 書

No. 61784

J05189

札幌市豊平区平岸六条12丁目11-2

丸吉日新堂印刷株式会社

様



¥ 6,911 -

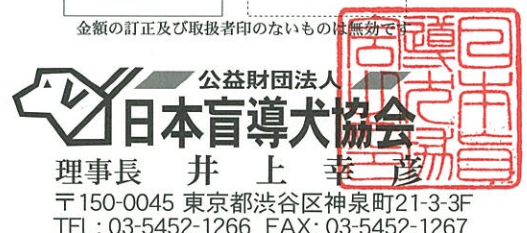
2017 年 01 月 31 日

上記金額正に領収いたしました。  
寄付として



公益財団法人  
につき、収入  
印紙は貼付い  
たしません

金額の訂正及び取扱者印のないものは無効です



寄附金は当協会が行う視覚障がい者の社会参加・自立推進支援として領収いたしました。  
当協会は、所得税法施行令第217条第3号及び法人税法施行令第77条第3号に掲げる公益財団法人であり、公益の増進に著しく寄与する法人です。



平成 29 年 2 月 2 日

丸吉日新堂印刷株式会社 様

公益財団法人日本盲導犬協会  
理事長 井上 幸彦



お 礼

拝啓 貴殿におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

この度は、あたたかいご寄付を賜りまして心よりお礼申し上げます。貴殿からのご寄付は、「視覚障がい者の社会参加と自立推進の一助としての盲導犬育成」のために、大切に活用させていただきます。

現在、日本で活躍する盲導犬の数は966頭（平成28年3月31日現在）です。しかし、まだ数多くの目の不自由な方々が、盲導犬と歩きたいと希望し、盲導犬と共に新たな一步を踏みだすことを心待ちにしています。公的助成の少ない私たち日本盲導犬協会の財源の93.8%は、皆様からのあたたかいご寄付や募金に支えられております。視覚に障がいのある方々が盲導犬と共に幸せに暮らせるように、今後ともあたたかなご支援を賜りますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

去年はスマイルワン仙台の15周年、富士ハーネスの10周年という節目を迎えました。特にこの10数年においては、これまで先人達が営々と築き上げてきた事業を受け継ぎ、着実な発展を遂げて参りました。これからも更なる未来を見据え、凡事徹底を忘れることなく、清新な気持ちを大切に職員一丸となって邁進してまいります。

どうか私たちの活動をご理解いただきまして、今後とも末永いご支援をいただけますようお願い申し上げます。

敬白

